

2013 koken No.6
New Year

(社)高知県建設業協会「高建(こうけん)」
平成 25 年 1 月発行 No.6 新春号
年 4 回発行 (1 月 4 月 7 月 10 月)



協 会 通 信

高 建

新春

あんぜん座談会

連 載

- ・高知県の土木史
「古墳、宮都築造に大土木事業③」
- ・土木人物伝⑥ 「池本 泰児」
アフガニスタンで技術指導

高 知 県 提供情報

- ・南海地震に備えちよき
- ・観光案内

建設業協会は皆さまの暮らしを応援しています “私たちの活動紹介”

- 防犯パトロール・交通安全指導を実施しています
- 各行政機関と災害時協定を締結し共に活動できる体制を構築しています
- 災害時に備えた「災害情報共有ネットワークシステム」を構築しています
- 「清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定」を高知県と締結し環境美化を推進しています
- 建設業を志す若者の育成支援をしています

「みんなの力で東北地方を復興しよう!」
One For All! 遠く離れても心はひとつ!
「私たちも東北地方を応援しています」
※高知県建設業協会



CONTENTS

	新年のご挨拶	4
	あんぜん座談会	8
連 載	高知県の土木史	10
	第2章 古墳、宮都築造に大土木事業③	
	土木人物伝⑥	13
	池本 泰児 1899～1954 ～アフガニスタンで技術指導～	
寄 稿	低炭素社会へ向かう建設業	14
	(社)高知県建設業協会 技術アドバイザー 宮田 隆弘	
	協会インフォメーション	17
	◆本部だより◆	
	お知らせ	20
	建設業に働く若者からのメッセージ	29
	第6話 「風景を変える仕事」への憧れ	
	統計資料	32
	おめでたいニュース・クロスワードパズル	39
高 提 供 知 情 報	南海地震に備えちょき	40
	観光案内	42

謹んで

新年のご挨拶を

申し上げます

旧年中は一方ならぬ御厚情を賜わり
誠にありがとうございました。
本年も倍旧のお引き立てのほど
よろしくお願い申し上げます。

社団法人 高知県建設業協会



新年挨拶

― 健全な建設業界、明るい未来へ向けて ―



(社)高知県建設業協会

会長 山中 栄 広

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は当協会の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、5月の定時総会において私自身思いもよらず会長職を拝命し過分の重責を担うこととなりました。以後、今日まで本県における独占禁止法違反の再発防止に向け業界におけるコンプライアンスの確立を最重要課題として微力を尽くして参ったところであります。

新年を迎えるに当たり、あらためてこの事の重大さを肝に銘じ、県民の皆様、

県内外のご関係の皆様には心からお詫び申し上げます

とともに、全会員一致協力して、二度とこのようなことが起きないよう法令遵守体制、仕組みづくりを進めてまいりる所存であります。

具体的には、コンプライアンスの確立をより厳正に推進し、かつ透明性と公平性を保つため協会外部の有識者の方々のみで組織する「倫理委員会」を立ち上げ、また、業界自ら違法行為の芽を摘むことを目的として「公益通報制度」を導入することと致しました。これらの立上げに当たっては各方面の方々に多大なご指導ご協力を賜り、委員会もこ

れ以上ないメンバーでスタート出来る運びとなりました。ご関係の皆様には重ねて感謝申し上げます次第であります。

さて、本県の建設業が健全に経営していくためには、コンプライアンス体制の確立と同時に、採算に見合う適正価格での受注、そのための積算体系と入札・契約制度の確立が不可欠であります。

工事を受注すれば最低限の利益が確保できる当然のあるべき仕組みが揺らいでおり、それでは若者が夢と希望を持ち将来を託せる業界となりえず、本県の建設産業の未来と引いては地域社会の行く末にも大きく影響するものであります。

そのような中、政局をみると、再び政権交代があり、公共工事の重要性の認識の深い政党が政権政党となりましたことは、本県業界と

地域社会にとって一筋の光明であります。

東日本大震災、災害対応空白地域の存在、昨年のトンネル崩落事故等々多くの悲劇を経て、長く続いた公共事業悪玉論が過去のものとなり公共事業の必要性が説かれております。そして

事業推進に政策の転換が図られつつあることは、本県の最重要課題である南海トラフ巨大地震対策の推進と地域社会の活性化にもつながるものと期待するところがあります。

大型補正予算編成の期待もありますが、今後は一時的・突発的な予算配分でない

く、地域経済活性化のために、安定かつ計画的な公共事業の推進と長期インフラ計画の策定、そして地域に根差す健全な建設業者が経営を続けていけるような制度が構築されていくことを望むものであります。

建設産業が県民の皆さま方の安全で安心できる生活を守るとともに経済・雇用を支える基幹産業として健全に存続できるよう、ご関係の皆さま方、会員の皆さま方のお力添え、ご指導・ご協力を心よりお願い申し上げます。



年頭のごあいさつ

～コンプライアンスの確立が第一～



高知県

知事 尾崎 正直

新年明けましておめでとうございます。

本県におきましては、南海トラフ巨大地震対策やインフラの整備など、県民の生命や生活を守るために必要な事業が山積しており、

これらの事業をスピード感を持って推進していくうえで、建設業界の皆様が担われる役割は大変大きなものがあると考えております。

こうした中、昨年10月の独占禁止法による排除措置命令等を受けて、関係する建設業者に対する国や県における指名停止措置の実行など、建設業協会をはじめとして、会員や関係事業者の皆様にとりまして、誠に激動の年であったことと思

います。
県経済に大きなウエイトを占めます建設業界の信頼

体的な対策を県民の皆様にご協力をお願いいたします。

回復を早急に進め、今後とも高知県の建設会社と契約しても大丈夫だと、県内外から信頼され、安心していただける状況を一日も早く作り出すことが何よりも重要であると考えております。

高知県建設業協会におかれましては、コンプライアンスの確立に向けて、体制の充実を図るための改善計画書を近々策定されると伺いしており、今後は、この計画書の内容を確実に履行され、健全な業界として

県民の信頼回復が得られるよう全力で取り組んでいただきますと思っています。県として、建設業界において具体的に歩み始めたコンプライアンスの確立に向けた動きをご支援させていただきますとともに、入札制度の見直しなどの具

また、南海トラフ巨大地震対策におきましては、現在、全速力で進めている耐震対策や津波からの避難所作りといった取組に加えて、

応急、復旧、復興のための事前対策についても具体的な取組を加速させる予定です。東日本大震災以降行ってきた各種の対策の見直しを年度内には概ね終え、新たな地震対策行動計画として取りまとめたいと、新年度から実践を通じた再点検に取りかかることとして

います。
他方で、一昨年の東日本大震災では建設業の重要性が再認識されました。特に地震発生直後の道路啓開や応急復旧においては、必要な人材や資機材をいち早く確保し、迅速な対応に努めるなど、非常に重要な役割を果たされております。

本県で同様の被害が発生した場合、被害状況の把握や緊急輸送道路の確保など

を迅速に進めるためには、

地域をよく知る建設業の皆様のご協力が不可欠であり、

県民の安全・安心の確保に向けて、地域防災力の維持確保が何よりも重要であると考えています。

このことは、関係の皆様のご尽力があつてこそ初めて

と

年頭のご挨拶

ー建設雇用労働者の雇用改善に向けてー



高知労働局

局長 櫻 井 恵 治

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は高知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、高知県の景気は、昨秋から弱含みとなっており、当面弱めに推移するとみられ、こうした中で、海外経済の減速や為替円高の長期化といった点が懸念さ

れるところと

て、災害に負けない課題解決の先進県づくりにつながってまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、新しい年が皆様にとりまして、実りの多い一年となりますことを心から祈りいたします。

率

一方、昨年の有効求人倍率は0・6倍台前半で推移するなど一昨年に比べ緩和しましたが、依然として厳しい雇用情勢が続いており、今年も厳しい状況が続くものと推察されます。

また、65歳までの雇用を確保するための高年齢者雇用安定法の改正法及び民間企業の障害者の雇用率の

1・8%から2・0%への引き上げが今年4月1日より施行されることとなりました。

こうした中、職業安定行政の推進に際しては、引き続き、求人確保に努めるとともに、新規学卒者・未就職卒業者への就職支援の強化をはじめとして求人・求職の確なマッチング及び早期再就職支援、企業の雇用維持支援措置である雇用調整助成金等各種助成金の活用促進、高齢者及び障害者の雇用促進に向けた対策を実施してまいりたいと思います。さらに、一昨年10月1日からは建設雇用改善推進助成金、建設教育訓練助成金の事業も直接労働局が窓口となっておりますので、貴会及び会員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、労働基準行政においては、昨年末から今年に掛けて年末年始無災害運動（12月1日～1月15日）を実施しており、貴協会会員事業場にもご参加いただいているところです。建設業

における労働災害による昨年の休業4日以上死傷者数は132人（11月末日現在）と一昨年を18人（同）減少しましたが、その内死亡災害は8名（同）と一昨年の3名に比べ倍以上となっております。本年は皆様方会員事業場のご協力を得て、各事業場の無災害期間を1日でも長く、結果的に1年間通していただきたいと思っておりますので、ご尽力方宜しくお願いいたします。

さらに、雇用均等行政においては、改正育児・介護休業法が昨年7月1日から労働者数100人以下の企業に対しても全面適用されましたので、法の内容と併せ助成金等の助成措置についても広報に努めてまいりますので、ご協力の程宜しくお願い致します。

以上申し上げました各施策の推進に当たり職業安定・労働基準・雇用均等の三行政の連携をより一層緊密にし、また、貴会を含めた各関係機関との連携を図りながら効率的・効果的な施策の推進に努めてまいる所存

です。引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、貴会及び各会員事業場の皆様にとっ

平成25年 年頭所感



一般社団法人全国建設業協会

会長 浅沼 健一

平成25年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。平素は本会の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年一年は、震災からの復興の年でもありました。政府は、一刻も早い被災地の復興を成し遂げるため復興庁を発足させるとともに、復興を早く進めるため様々な支援制度を創設しました。そして、今なお果敢に復興事業が進められております。しかし、今年の3月で発

て、今年がより実りのある良い年となりますことを祈念させていただきます、私の新年のご挨拶とさせていただきます。

生からちょうど2年が経過しますが、本格復興に向けては、まだ相当の時間が必要だと思われれます。被災地の復興・再生については、今後においても我々建設業界が気を緩めることなく、その中心的な役割を担うという責任感を持って貢献していかなければならないと考えております。

近年においては、多発する自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しております。また、昨年12月には中央自動車道笹子トン

ネルで天井板崩落事故が起こり、全国で老朽化が進む社会資本の維持管理への対応が、重要かつ喫緊の課題として認識されました。

これらのことは、脆弱な国土を持つ我が国の防災体制や危機管理体制および社会資本整備のあり方に根源的な問いを投げかけました。最近では、社会資本整備や公共事業の重要性など、国民の建設業に対する認識が少しずつ変わってきておりますが、今後は一層、建設業の必要性や責務をしかりと国民・社会に対し発信していくことが重要だと思います。

また近年、若者の建設業離れが進み、このままでは日本が世界に誇る技術・技能の伝承ができなくなるだけでなく、将来の国民の安全・安心が担えなくなると危惧されており、国土交通省が示した「建設産業の再生と発展のための方策2012」でも取り組むべき課題の一つに、技術者や技能者の確保・育成が挙げられております。

この問題についても、我々建設業が国民・社会から正しく理解され、働く人々が夢と希望を持ち、安心して将来を託せる魅力ある産業となることによって、業界全体で歯止めをかけていかなければならないと考えております。

我々建設業界は、社会資本の整備や維持管理などを通じて、経済の発展に貢献しつつ、国民の生命と財産を守り、地域の安全・安心を確保するという役割を担っており、その重要な役割は今後も決して変わるものではないと断言します。このことをしっかりと心に重く受け止めて、地域社会に必要な不可欠な建設産業を維持していくため、入札契約制度や建設生産システム改善に向けての提言活動および国民・社会に対する広報活動等について、47都道府県建設業協会と連携し、積極的な事業運営に邁進してまいりたいと存じます。

今年はいくまでの努力が実を結び、建設業界、さらには日本経済が活性化し、

将来に向けての明るい年となることを期待するとともに、我々建設業界も一丸となって企業の社会的責任を果たして参る所存です。

最後に、各都道府県建設業協会、並びに会員企業の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

平成25年 年頭挨拶



西日本建設業保証㈱

高田 立山 泰彦

平成25年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

高知県建設業協会員の皆様方におかれましては、旧年中は弊社保証事業につきまして、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当社は、昨年11月に創立60周年を迎えることができました。この間、行政機関、建設業界をはじめとする多くの皆様のご理解とご支援に心からお礼と感謝を申し上げます。

昨年を振り返りますと、

我が国経済は復興需要などを背景に緩やかな回復の動きが見られましたが、円高の定着に加え、欧州債務問題の長期化や中国をはじめとする新興国経済の減速により、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、政府建設投資は東日本大震災からの復旧・復興事業を中心に増加し、民間建設投資においても、震災復興需要等により緩やかな回復基調が続いております。

しかしながら、技術者および技能労働者不足による労務単価の上昇や供給不足による資材価格の高騰等により建設企業の利益率が低下しており、依然として大変厳しい状況が続いております。

このような状況下で、我が国における喫緊の課題は、全国各地での防災・減災対策の早急な実施であり、国民の生命・財産や安全・安心な暮らしを守るために、何よりも優先されるべきであると考えております。

社会資本整備の一翼を担う建設産業が、地域経済における雇用や景気、防災等の面において非常に大きな役割を果たしていることは申し上げるまでもございませぬ。地域社会の安全・安心を確保するために献身的な活動を行っており、こうした活動は高く評価されるべきものと考えます。

当社では、本年も「前払金保証」「中間前払金保証」「契約保証」「契約保証予約（入札ボンド）」の各事業を通して、公共工事の適正な

施工をサポートし、建設産業の発展に貢献してまいります。

また、グループ会社である㈱建設総合サービス（KSS）では、国土交通省の下請債権保全支援制度に基づく「保証ファクタリング事業」を積極的に推進し、皆様の資金繰りおよび債権保全を支援するとともに、受発注者間の情報共有システム「電納ASPer」を通して、建設CALS/ECの普及にも努めてまいります。

これからも、お客様の信頼に応えられるよう、グループ一丸となって価値あるサービスを提供してまいります。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆様方のご多幸とご隆盛を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



番外編

建設業社会保険未加入問題

各社での取組みを考える

前田の前フリ

今回はちょっと趣旨を変えて、建設業の社会保険未加入問題を取り上げたいと思います。座談会に入る前にこの制度の概要を説明します。

社会保険

未加入問題とは…

建設産業で、雇用・医療・年金の各保険の法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在しています。これにより、技能労働者の医療や年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の要因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じて

います。

こういった現状を踏まえ、国交省等で社会保険未加入問題の対策が出されています。

(1) 社会保険未加入企業に対する経営事項審査の厳格化

(平成24年7月より)

3 保険 (①健康保険②厚生年金③雇用保険) 全て未加入：現行▲60点↓改正後▲120点

(2) 建設業許可更新申請時に社会保険加入状況を記載した書面の添付が必要となる

(平成24年11月より)

未加入企業に対しては加入指導が実施されます

(3) 施工体制台帳に社会保険加入状況の記載が必要となる

(平成24年11月より)

未加入企業に対して元請会社は指導する義務が発生します

国・県の建設担当部局による工事現場への立ち入り検査が実施されます

今後の追加対策も考えられますが、5年後の平成29年を目途に、企業単位で許可業者の加入率100%、労働者単位で製造業相当の加入状況を目指すこととしております。また加入義務があるにも関わらず加入していない作業員は現場に入れるべきでない、という方針も出されています。

未加入企業が行政からの加入指導に従わなかった場合は、強制加入の措置が取られ、その際に営業停止処分や2年間遡っての追徴金がかかります。

ホームページにQ&Aも公開されているので、そちらの方もご参考にして頂きたいと思っています。

前田氏 ということですが、各企業で前フリでしたが、各企業で実際にどう取り組むべきかをテーマに座談会をスタートいたします。

各社皆さんの状況はいかがでしょうか。

山崎氏 県外大手ゼネコンから加入状況の調査依頼がきているけど、実際の加入状況はどの程度だろう。元請企業はほとんど加入していて、下請企業で加入していないケースが多いんじゃないかな。

前田氏 社会保険の加入率は公共事業労務費調査で有る程度調べていて、東京都が3割、高知県が7割程度。ただ、この調査データは労働時間超過等の俗に言う不良サンプルとなる企業データが弾かれているので、実際の加入率はもう少し低いと思います。

津野氏 実際に各社でどう取り組むかだけど、当面、揭示物等での周知が最低限必要な取り組みかな。

明神氏 そうだね。付け加えれば、先ず元請になると

ころは、協力(下請)企業の加入実態を調査して、その後、加入手続きの勉強会などの支援も考えないといけないね。その際、2次下請け以降の指導も元請でするのが等も考えておく必要があるね。

前田氏 当社で進めている事例で言うと、協力(下請)企業への加入状況調査は既に実施しています。今後考えているものとして、直接雇用者かどうかを施工体制台帳(労働者名簿)で確認すること、見積もり条件書にも直接雇用者以外の作業を禁じる旨を記載するといった取り組みです。もし直接雇用者でないことが判明した場合には、①応援作業員が別会社の所属であれば、再々下請契約を促す。②応援作業員が会社所に所属していない場合は、雇用契約を促す。といった対応になるかと思っています。それと社会保険加入手続きのフォローアップも予定しています。

西村氏 現場でチェックする人は、保険種類と雇用形態が合致しているか確認できる知識も必要になってくるね。ただ、虚偽・誤認報告まで責任を求められると厳しいね。まして2次下請以降までとなると無理じゃないかな。

山崎氏 協力会社の組織があるところは、そこを活用するとやり易いけど、地域業者の大多数はそういった組織が無い。2次以降の話も出たけど、社会保険の加入義務は雇用している事業主にあるということを下請企業にもしっかりと理解してもらい、責任を持って対応してもらおうようにしないといけないと思う。

平山氏 この対策を進める社内体制だけど、加入指導する以上、保険経費の問題が出てくるし、加入していない場合は下請けに使えないと宣言する必要もある。社内検査を徹底して企業全体で進めないといけないんじゃないかな。

西村氏 企業全体でサポートする体制は絶対に必要。県外の大手ゼネコンと違って、高知県は元下対等の傾向が強く、下請に使わないとか、一担当者の判断で一方的に進めることができないしね。

高石氏 この未加入対策はまだ十分浸透していないね。行政、業界団体には、企業の役員の方々にも理解してもらえる周知方法をお願いしたい。

『ということ』

結論

社会保険未加入対策を企業全体で理解すること。その上で次の事項を実施。

- ① 協力（下請）企業の保険加入状況の把握
- ② 揭示物等で協力（下請）企業に周知徹底
- ③ 保険加入手続きの勉強会等で、協力（下請）企業をサポート

会員募集中

高知建設業 労働安全衛生労務研究会

会長 高石 清賢

※ 高知県内建設業で活躍する労務安全衛生担当で組織する研究集団です。歴史は労働安全衛生法より古く、建設産業界の安全衛生のご意見番として現在も活躍中です。

新規の会員も募っています。ぜひ、社内の安全をステップアップしたい時には、ご相談を。



社会保険の加入状況についてのアンケート

会社名 _____

問1. 社会保険へ加入していますか？

- | | | |
|--------|--|---|
| ① 健康保険 | ・ 加入している → 問2へ
・ 加入していない → 問3、4へ
・ 適用除外(理由: _____) |) |
| | 例: 常時労働者5名未満のため | |
| ② 厚生年金 | ・ 加入している → 問2へ
・ 加入していない → 問3、4へ
・ 適用除外(理由: _____) |) |
| | 例: 常時労働者5名未満のため | |
| ③ 雇用保険 | ・ 加入している → 問2へ
・ 加入していない → 問3、4へ
・ 適用除外(理由: _____) |) |
| | 例: 労働者がいない(役員のみ)ため | |

問2. 労働者全て加入していますか？(適用除外者を除く)

- | | |
|--------|---|
| ① 健康保険 | ・ 加入している
・ 一定の職員(正規社員)のみ加入している → 問3、4へ |
| ② 厚生年金 | ・ 加入している
・ 一定の職員(正規社員)のみ加入している → 問3、4へ |
| ③ 雇用保険 | ・ 加入している
・ 一定の職員(正規社員)のみ加入している → 問3、4へ |

問3. 国が今後5年を目途に社会保険未加入会社を建設産業から100%排除するべく建設業法施行規則を一部改正し、次の対策を講じることとしています。これらについて知っていますか？

- 保険未加入業者に対する経営事項審査の厳格化(大幅減点)
 - 建設業許可更新申請時に加入状況を記載した書面の添付
 - 施工体制台帳(再下請通知書・労働者名簿等)へ社会保険加入状況の記載が必要
- ・ 知っている
・ 知らない

問4. 今後社会保険へ加入するための準備をしていますか？

- ・ 準備中です
- ・ 加入方法等が分からない
- ・ 加入する必要がない(法令違反は仕方がない)

おまけ

協力（下請）企業への加入状況調査（ひな型）

高知県の土木史

第2章 古墳、宮都築造に大土木事業③

県下に残る条理制遺構

律令制では、国家財政の基本となる土地は公有を建前とし、班田収授法を採用し、田地を一定面積に区切り、一定の法則により整然と配列する条理制が実施された。条理制を実施するには、正確に田地の広さを測る測量技術、それに基つき田地を溝や畦で区画する土木技術が要求されるわけだが、各地で検出される、整然とした区割りの残る条理遺構は、そうした要求を満たすに足るだけの技術の蓄積があったことを示している。

県下の条理制について、「高知県史」は「高知市周辺の平野部や香長平野をはじめ吾川郡弘岡、高岡郡高岡平野、斗賀野盆地、安芸郡南部の海辺部に条理制の遺構が部分的にのこっている。耕地計画をしめす畦畔や道路、灌漑溝渠にその遺構をみることができるのであるが、なかでも旧香美郡岩村の地は極めて明瞭であるだけでなく、その南の田村については、記録上にも条理の名がみえる」と述べている。

以上のうち高知平野というのは「高知市史」によると「朝倉地区の南東部鴨田地区に相接して『海老橋東北方』のこと。また香長平野については、岩村のほか「南国市史」によると国分や比江に小規模に、久礼田には本県最大の条理遺構が認められるとしている。ただしこれらの

地区で条理制が施行されたことを証明する文献はないので、地割りの現状や地籍図に残る坪名などから条理制遺構と推測するに止まっている。

土佐国司が地震の報告

律令制の推進に伴い地方行政組織の整備も進められた。天武朝に約60の国が5畿7道に区割りされ、文武朝に至り、東海、東山、北陸、山陽、山陰、南海（土佐、讃岐、伊予、阿波）、西海の7道名が定められた。国の下には郡、郡の下に行政組織の末端として里（のち郷）と国郡制が敷かれた。この後、越後の国を分け加賀の国を建てたことで、5畿内を含め66国2島となり明治まで続いた。

これら諸国には国司を中央から派遣、行政・警察・司法と民政全般にわたる権限を与え治めさせた。国には現在の県知事に当たる守の下に、介、掾、目及び史生があり、国の大小により定員が決まっていた。郡には郡司を置き、国司の管轄の下で政務に当たらせ、郡司には、従来の国造で「性識清廉にして時務に堪える者」を優先的に任用した。これにより国造は律令制の末端組織に組み込まれ、中央集権的支配が確立したのである。

土佐が国郡制に組み込まれた時期は、史料がなく不明だが、改新の詔の38年後には、国司が

派遣されていたのは確実である。

「日本書紀・巻第29」の天武天皇13（684）年壬辰（10月14日）の条は「逮于人定、大地震（人々が寝静まるに及び大地震）」と書き出し、以下次のように述べている。

挙国男女叫唱、東西不知。則山崩河涌。諸国郡官舎、及百姓倉庫屋、寺塔神社、破壊之數、不可勝數。由是人民乃六畜、多死傷之。時伊予温泉、没而不出。土佐国田苑五十余万頃没為海。古老曰、若是地動、未曾有也。是夕、有鳴声如鼓。聞于東方。有人曰、伊豆嶋西北二面、自然增益、三百余丈。更為一嶋。則如鼓音者、神造是響也。

この地震が、いわゆる「白鳳の大地震」で、本県における記録に残る最も古い大地震である。50余万頃というのは、今の約1200haに当たる。「黒田郡という室戸岬から足摺岬までの大きい郡がそっくり海に沈んだ」などの言い伝えが残っている（沢村武雄「土佐の大地震」）。

日本書紀には、さらに同年11月3日庚午の条に「土左国司言、大潮高騰、海水飄蕩。由是運調船、多放失焉」とある。これが土佐の国司が文献史料に現れる最初である。この記事から国司が684年当時、既に土佐に在任しており、調の徴収を行い、これを船で都に送っていたの

を知ることができるのである。

三重塔だった？土佐国分僧寺

国司が政務を執る地方政治の中心として国府が建設された。それは、原則として交通の要衝に置かれ、規模は872・7m四方を最大とし一般に大国以外は654・5m四方だったとされている。条坊制の街の周囲に土塁をめぐらし、近くに国分寺や総社などが設けられていた。北辺の一面を占める国衙は現在の官庁街で調所、政所、健児所、田所、公文所などが建ち並んでいた。

土佐の国府が南国市比江の、南西に流れる国分川の北岸地域にあったことは、紀貫之の「土佐日記」や、伝えられてきた地名で確かなことと考えられる。しかし国衙正庁があった正確な位置は、1979（昭和54）年から数次にわたる発掘調査でも判明していない。

6世紀中葉に百済から伝来した仏教は、時代が下るにつれ帰依する人々が多くなった。わけでも聖武天皇の信仰は厚く、金光明最勝王經、法華經の教えを広め、災害、疾病の消滅を願う国家安寧を図ろうとした。741（天平13）年には全国に国分寺と国分尼寺を建立するよう、743年には、それら寺院を総括する東大寺（大華嚴寺）の建立と奈良の大仏として知られる本尊の毘盧遮那仏造立の詔を発した。

大仏の鑄造と大仏殿である金堂の建立は、それぞれ747年に着手、大仏は孝謙天皇の749（天平勝宝元）年、大仏殿も751年完成した。大仏殿は正面柱間が20m、奥行12・7m、棟高47・4m、側面も47・4mの2層である。世界最大の木造建築物であり当時の建築技術の最高水準を示すものであった。この後、2度にわたり兵火に遭い、現在の大仏、大仏殿は後世に再興されたものだが、現在もともに世界最大なのは変わりが無い。なお正倉院、三月堂、転害門は兵火を免れ、創建当時の姿を止めている。

国文僧寺、国分尼寺の建立も、詔が出されて十数年後には全国各地にほぼ完成した。土佐でも南国市比江の国府跡の西約1kmに国分僧寺が建立され、四国霊場29番札所「摩尼山国分寺」として、今に、その法灯を伝えている。

この寺も平安時代末期、室町時代末期の2回、火災に見舞われている。現在、仁王門、金堂、大師堂、僧舎があるが、いずれも後世に再建されたものである。うち金堂は1558（永禄元）年、長宗我部国親・元親父子によって再建され、1653（承応2）年、さらに山内忠義が修理したものとして伝えられている。金堂は寄せ棟造り、柿葺き、桁行5間、梁間6間。外観は天平様式をよく伝えており、1922（大正11）年、国の重要文化財に指定されている。寺域も国の史

跡に指定されている。

創建当時の遺構、遺物としては現在の寺域の東、南、北に残る土塁、庭園に置かれている礎石などがある。

礎石には中央に径68cm、深さ5・5cmの柱穴、さらにその中央に径20cm、深さ5cmの穴が穿たれている。塔の心礎と考えられ、柱穴の直径から塔の高さは27m程度だったと推定されている。聖武天皇は国分寺の伽藍配置、規模を厳しく定めており、塔は七重とされていた。土佐国分僧寺の塔も、その命に従い、やや小ぶりながら、やはり七重と以前は考えられていた。しかし同寺を調査した仏教考古学の権威・石田茂作によって、27mでは七重塔は建たないと指摘され、現在では当時の土佐では七重塔を建てるだけの経済力がなく、背に腹は替えられず天皇の命令に背いて、三重塔しか建てられなかったのではないかと考えられている。

国分尼寺と比江廃寺跡

土佐国分僧寺には土塁や心礎石などが残っているのに対し、同尼寺については長い間、所在も分からなかったが、今では国分僧寺の東北1kmにある、比江廃寺を再生利用する形で創建されたとする説がほぼ固まってきた。

南国市比江土居屋敷429・430番地内の田に塔心礎が残っていることは早くから知られ

ていた。紀貫之旧居に関する江戸時代の文献中に、この礎石についての記述が見られ、比江廃寺跡として1934（昭和9）年には国の史跡に指定されている。塔心礎は縦の最大長が3・24m、幅の最大長が2・21m。それに計81cm、深さ約9cmの柱穴、さらに柱穴の中央には計15cm、深さ約12cmの舍利孔がある。

柱穴の大きさから、塔の高さは32m余り、付近から出土する瓦が法隆寺式系のものであるところから、塔の様式は法隆寺などと同じ5層、寺院全体は白鳳時代に建て始められ奈良時代初めに完成したものと推定されている。また伽藍配置も法隆寺式だったのではないかと考えられている。国分僧寺建立以前に既に、その三重塔よりも高い五重塔が聳える立派な寺院が建立されていたことになる。

なお、高知市秦泉寺の秦泉寺廃寺、吾川郡春野町西分の大寺廃寺は、比江廃寺、国分僧寺よりも古く、仏教公伝から間もなく建立されたものとされている。両寺とも規模、伽藍配置などはまったく不明だが、このことから、都を遠く



比江廃寺跡の塔心礎(県教育委員会刊「埋文こうち」から)

離れた土佐にも、仏教公伝からほどなく、その教えが入り、寺院建築技術も同時に伝えられたのが推察されるようだ。

(次号に続く)

「高知縣土木史」
(1998年 社団法人 高知県建設業協会発行) より引用

土木人物伝⑥

池本 泰児（いけもと たいじ）

1899～1954



アフガニスタンで技術指導

1899（明治32）6月長岡郡大篠村（現南国市）出身で県の養蚕技術員池本馬太郎・竹の長男として高知市北与力町で生まれた。1922（大正11）年熊本高等工業学校土木科卒業、内務省土木局に入り、下関土木出張所に勤務。1931（昭和6）年土木局に国道改良係が新設されると、有能さを評価され、内務技師に任用。池本は、勅任技師の主任牧野雅楽之丞（東京帝大、1909年卒）の下、3名の奏任官の中の一人で、他の二人は岩沢忠恭（京都帝大、1918年7月卒）、中島時雄（東京帝大、1922年卒）であって、当時としては異例の人事であった。帝大卒が強い勢力をもつ内務省で、高工出身者のリーダーである池本に対する風当たりは強く、やがてアフガニスタンに技術顧問として派遣された。1920（昭和9）年6月から3年の勤務を経て帰国した池本は本省にポストを与えられず、内務省名古屋土木出張所（現中部地建）管轄の豊川、鳴海、鈴鹿などの地方工事事務所長を転々とする地方回りが続いた。

実妹の直木賞作家小山いと子が、昭和8年の処女作『海門橋』以来、多くの土木関係作品を発表し、昭和17年には芥川賞候補ともなったが、共産党の宮本顕治夫人・宮本百合子らと親しかったことから「アカがかっている」と批判されて選に漏れ、当時の社会情勢からして、取材先とみられた池本の立場にも影響を与えた。

戦後、内務省が解体され、1946年3月愛媛県に土木部が設置されると、池本は初代部長として赴任、4年間務めて数多くの実績を挙げて退官、同県監査委員になったが、在職中の1954年10月死去。55歳。

「高知縣土木史」
（1998年 社団法人 高知県建設業協会発行）より引用

低炭素社会へ向かう建設業

(社)高知県建設業協会
技術アドバイザー 宮田 隆弘

1. はじめに

建設投資の推移を見ますと1992年の84兆円をピークに、その後は国や地方財政の厳しさから年毎に減少の傾向を辿っています。現在は、ピーク時の45%まで落ち込んできました。

また、供給サイドを見ますと、建設業者数は建設投資のピーク時から横ばいの53~54万社の状態となっており、需給のバランスが崩れ、深刻な供給過剰構造を呈しています。

一方、県内建設業を取り巻く環境に目を向けると、高知県経済は、県内全産業の中でも建設業に依存するところが大きくなっています。建設業は本県の基幹産業であると言われています。

しかし、そのわりには工事が少なく業界はあえいでいます。建設業者数が減少しておりません。それには他社との統合に前向きな姿が見られず、新市場・新分野への進出もノウハウがなければ困難です。

平成18年度の本県建設業

の事業所数(3,937)

は、全産業数(41,982)の約1割弱を占めています。従業者でみると、建設業従業者(35,569)に対して、全産業従業者(347,761)であり、全産業従業者の1割弱を占めております。

これまでの1962年から始まった全国総合開発計画では、全国民が潤いのある豊かな生活を享受できるよう均衡ある国土の発展をねらいとした国土計画でありましたが、機能的・効率性を重視するあまりに、大都市優先の予算配分が行われ、都市と地方の格差の拡大が進み、過密化・過疎化が顕著に現れるようになりました。

2. 建設業の社会的評価

公共事業や建設業の必要性に対して、世の多くの知識人でさえ、その認識は十分とは言えず、誤った見方に偏っている人が多いのが現状です。

もとより、建設業の側に

においても、改善すべき点は改め、様々な不信感を払拭していく努力が必要であります。

建設業は、わが国の全産業の10分の1を占めると言われていますが、正々堂々とその必要性を説き、公共事業による地域社会への生活基盤づくりは不可欠であること(例えば上下水道など生活に欠かせないもののばかりであります)、その事業は雇用の創出ばかりでなく快適な生活環境づくりに役立っている点をアピールしていくことが肝要です。

今、「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズを「人のためにこそコンクリートを」として、もっと有効に活用しようという広い次元での考え方ができないものかと思っています。

土木技術者は、地球温暖化の本質を見据え、無駄な施設とは何かをよく論議する中で、わが国の社会資本は欧米先進諸国と対比すればいまだ十分でないことを世に知らすべきではないでしょうか。

3. 公正な競争と適正な入札・契約について

冒頭に挙げたように、国や自治体の建設投資額に比して業者数が多く、需給のバランスが崩れ、公正な競争による適正な契約が困難になっていきます。

争による適正な契約が困難になっていきます。

価格破壊による受注が市場原理に基づいたもののような風潮になり、成果品としての品質確保がなおざりにされることに関して、2005年1月から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が施行されました。

県や市においても、公共工事の入札・契約制度の見直しを進めています。今日では最低制限価格を引き上げ、事前公表から事後公表に戻したほか、最低価格の入札で必ずしも落札するとは限らない、「総合評価方式」(入札価格に技術力やその仕事に対する過去の実績をはじめ地域の社会貢献活動寄与度、また災害対応に関する体制づくり等によって落札者が決まる方式)が主流になってきました。

国土交通省や県・市においては、この方式によってダンピング受注を防止し、公正な競争環境とコスト管理の徹底を図るなかで、適正な入札・契約制度の履行に意が注がれています。

4. 国・都道府県の地域再生への方向づけ

(1) 国の施策を活用した建設業による地域再生
1) 建設産業構造改革推進

プログラム2004

① 不良・不適格業者の排除

② 入札契約の適正化

③ 建設生産システムの合理化

④ ITの活用による経営の効率化

⑤ 人材の育成と安全対策等の推進

2) 地域再生推進のためのプログラム2005

① 地域再生基盤強化交付金の交付

② 補助対象財産の転用承認手続き

③ 地域再生支援利子補給金の活用

(2) 都道府県における建設業の支援策

多くの都道府県では、建設行政に関する指針を定めた「政策プログラム」の策定がなされ、地域の建設業の再生・再編のための支援策が本格化してきています。

このような国および都道府県の支援のための施策が展開される中で、建設業界内部においても様々な取り組みが始まっています。

5. 新分野進出支援策

中小建設業の再生を図るためには、建設投資の急速な減少による過剰供給構造を緩和・是正し、その調整の過程において、技術と経営にすぐれた企業が核とな

り、環境整備を進める必要があります。

この過剰供給構造を是正するため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、建設業の新分野進出支援策が閣議決定されました。

支援策のカテゴリーは、農業分野、環境分野、福祉分野、建設業関連分野、中小企業対策の観点からの新分野、労働者の雇用対策の観点からの新分野、労働者の能力開発の観点からの新分野、総合的な新分野の合計8分野が挙げられています。主たる視点を挙げると次のようになります。

(1) 農業分野への進出

農地の有効活用と新たな担い手の育成による地域農業の再生・強化を図ります。

(2) 環境分野への進出

環境教育事業を通じて、建築物での環境負荷低減を担う技術者としての人材の育成を図ります。

(3) 福祉分野への進出

地域の介護サービスの基盤整備を充実させ、また、福祉空間の整備には、交付金を創設し、民間の力も活用します。

(4) 建設業関連分野への進出

建設業者のPFI (Private Finance Initiative) 事業の受注には、前払い金の確保や資金調達の円滑化を

図ります。

(5) 中小企業対策の観点からの新分野への進出

中小企業新事業活動促進法を制定し、経営の向上を目指すような取り組みを「経営革新」と位置づけて支援します。

(6) 労働者の雇用対策の観点からの新分野への進出

技能労働者の確保や雇用機会を広げ、各種助成金を活用できるようにし、雇用の維持・確保を支援します。

(7) 労働者の能力開発の観点からの新分野への進出

「建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金」を活用し、労働者の職業能力開発を行おうとする建設業者を支援します。

(8) 総合的な新分野への進出

「中小企業・ベンチャー総合支援センター事業」等を活用して、建設業の経営者の意識の啓発および知見の向上を図ります。この他に、本稿で力点を置いている林業については、後で述べるようにします。

6. 建設業の参入による林業改革

本節では、ひだ林業・建設業森づくり協議会に学びたいと思います。全国初の林業・建設業の協働による森づくりを実践していくため、長年にわた

り林業技術のノウハウや森林育成に携わってきた森林組合と大地を改変する基盤づくりの技術を活用して路網の整備を可能にする建設業協会がしつかり手を組み、土木と林業の複合企業による森林再生と地域の雇用創出が進めば、森林資源の循環活用を実現することが可能になります。

現状の林業においては、担い手不足により山は荒れ、生産基盤の多くは未整備になっていきます。例えば、路網の整備ができていないため、家具や木工製品、バイオマス原料等になる間伐材の多くは山中に切り捨てられており、木材資源の有効利用にはほど遠い実態であります。

公共事業の縮減によって、建設業はリストラを迫られ、その上建設機械の稼働が少なく、多くの機械が野ざらしで朽ちています。これら業界の実情をクリアしていくために、国の「森林整備加速化・林業再生事業」や「森林・林業再生プラン」などの多くの森林支援事業が用意されています。

国産材は外材に比して価格が高いことや供給可能量の把握ができないことから、本格的な活用に至っていないのが現状です。林業と建設業の協働によ

る森林整備の加速化を図り、国内産のまとまった需要に対応できるような市場を拡大していかなければ、国の政策としての温暖化防止についても進めることが困難になります。

7. 追い風となる緑の内需

世界同時不況を乗り切る景気対策として、環境対策を軸とする「緑の内需」がオバマ政権の政策と符合しながら、世界中で広がりをみせています。

わが国においても、公共投資と環境対策を結びつけ、新たな雇用の創出を図る、グリーン・ニューディールに向かっていきます。

グリーン・ニューディール政策で、活況に沸いているのが太陽光発電です。発電時に二酸化炭素(CO₂)を発生しないエネルギーとして注目が集められ、同時に各種の自然エネルギーにも関心が高まっています。アメリカでは、電力の需要、供給を最適化するため、次世代送電網構想や高速道路網の整備を進めて「情報スーパーハイウェイ構想」等のインフラ整備が進み、また、蓄電技術を取り入れた電気自動車やハイブリッド車などのエコカーも一連のネットワークに組み込まれ、スマートグリッドシス

テムとして省エネに向かっています。

地球温暖化対策には、これらのグリーン・ITに期待されるところが大きくなってきました。

8. 地球温暖化に関する国際的な枠組み

産業革命以来の年毎に増加する石油や石炭など化石燃料の消費による温室効果ガスの増加は、近年の気温上昇のみならず異常気象を引き起こし、世界の各地で早魃や洪水など大災害が発生するようになってきました。

近年では、気候変動枠組み条約を進めていく中で「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)が1992年に開催され、温室効果ガスを抑制し、「持続可能な開発」(Sustainable Development)を実現するために各国および国際関係機関が取り組むべき「アジェンダ21」や「森林原則声明」が採択されました。

1992年の「気候変動枠組み条約 第3回締約国会議」(COP3: Conference of Parties 3)で「京都議定書」が採択されました。この議定書では、先進国に対して温室効果ガスを削減する法的拘束力のある目標値が設定されました。

わが国では2008～2012年の第一約束期間にすでに入っています。1990年に比べて温室効果ガス排出量を6%削減することが課せられた目標になっています。しかしながら、1990年に比べて総排出量は逆に増加しているのが現状です。政府は議定書の目標を達成するため、国内の森林による二酸化炭素吸収量によって対応しようとしています。

9. 森林整備の加速化・林業再生への取り組み

先の京都議定書の温室効果ガス削減の約束期間に入り、国からは補助金要綱が2009年5月に発表されました。

森林による二酸化炭素(CO₂)の吸収目標の達成と同時に、木材・木質バイオマスの活用により、低炭素社会の構築を図る中で、森林整備加速化・林業再生事業費補助金が都道府県に交付されました。その基金を活用することにより、地域の実情に応じ創意工夫した山林事業を組み立て、間伐や路網の整備、木材加工施設・バイオマス活用施設等を整備するようにします。地域資源の流通を円滑化するためには、基幹林道・作業路網整備の促進・高性

能林業機械の導入等による整備により、間伐材の切り捨てを無くし木質バイオマスの活用を図るようにします。

学校建築で木造3階建てが建築基準法で許可されたように、地域材を慈しみ大切に利用促進できる体制づくりが整い、地域材を用いて計画的に施工できるようになりました。

10. 森林路網の整備

木材生産を効率的に行っていくためには、基幹林道に直結・付帯した路網の配置が必要となります。急峻な山岳地の地形では効率的な路網の設計が困難ですが、そこは建設技術の技の見せどころです。

林業生産に必要な道は、林道をはじめ作業道、作業(集材)路があり、これらを総称して森林路網と呼びます。

林道は、一般道路と同様な道路断面を有しているものが多く、大型トラックも通行可能な基幹的な道であり、幅員4～5mを有しています。

作業道は、林道と一体になっていますが一般車両の通行は想定されていませんが、2tトラックまでで、幅員は3m程度です。一般に森林所有者や事業者によっ

て整備され管理されています。

作業(集材)路は、導入した作業システムに対応できるように広場が設けられ、通行は作業機械のみになっており、整備の主体は作業道と同様であります。

建設技術者たちは、森林組合と協働しながら森林の地形を見、正確な測量の中で路網を設計し、効率的な木材生産を可能にする環境づくりへ進んでいくことが求められています。

11. 循環型社会の形成に向けて

循環型社会では、主に経済活動の途中における資源やエネルギーの浪費がないことが好ましい状態として、消費してゴミができるが、そのゴミを資源として活用し、活用資源の残滓が次の生成物の肥料として使われていくような社会システムのことです。

戦後の植林の多くが、人手不足の中で伐採期に入っています。しかし、現状の粗放化した森林では、京都議定書に掲げた温室効果ガスの吸収目標の達成が危ぶまれています。森林の持つ公益機能を高め、森林を積極的に活用するという視点から、木材の安定供給が欠かせないのです。そのため

には、建設業の有する特長を生かした森林整備として、森林の団地化と搬出計画に基づく、基幹林道から始めて作業道などの路網の整備が喫緊の課題になっていきます。

林業が山村の若者層に魅力ある職場を提供することができれば、生産人口を減らすことなく、山村で暮らしながら田畑や森林を支える人々を確保していくことが可能になります。しかし、過疎山村では、若者の都市への流出と農林業者の高齢化により、地域の森林・田畑を守ることが困難になっています。

農地・林地の流動化(受・委託)が進まない理由として、農林業から見た農地・林地からの純収益率が低いこと、また、高齢者にとつて耕作や森林施業には体力的に限界にきていることなどが挙げられます。

したがって、建設業の参入によって山村資源を活用した自立的な産業化を可能にする担い手支援が求められます。

そのため、山村の風土を生かす里山や棚田など資源管理に立って、環境負荷に配慮した取り組みを進め、その上で適切な担い手支援ができるよう、建設分野においても現場での収益をみ

こした農産物・林産物の採算性のとれた地場産品の創出がはかられるようにしたいものです。

12. おわりに

近年の気候変動による集中豪雨や大雪などの異常気象は、地球温暖化と何らかの関係があるのではないかと思います。現在、省エネなどによって温室効果ガスの排出量を減らす取り組みとともに、国産木材を利用することによって森林の整備が進めば、循環型社会に近づけていくことができます。

森林は二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしています。建設業にとつても森林の整備を天職とすることができれば、現状の木材価格の低迷や林業労働力の不足等の林業を取り巻く状況を反転させ、間伐も進み美林としての景観を有する里山に生まれ変わります。また、環境面はもちろんのこと経済面(育林伐採による収穫)でも収入となり、社会面(雇用の確保)でも地域や働く人々に貢献することができ、多自然地域として、中山間地域の豊かな佇まいが帰ってくるものと信じております。

○臨時総会を開催 一行動憲章と改善計画を採択一

公正取引委員会から当協会会員企業を含む県内30数社に独占禁止法違反にかかる排除措置命令等が出されたことを受け、コンプライアンス確立に向けた体制作りのために、11月14日、臨時総会を開催しました。

総会では、行動憲章と、倫理委員会や公益通報制度を盛り込んだ改善計画書が満場一致で採択されました。行動憲章は次の通り。

なお、2名の理事辞任に伴い、その後任に松元秀人氏と国元清隆氏が選任されました。

法令遵守と信頼回復に向けての宣言

社団法人高知県建設業協会は、今般の県内建設業三十七社による土木工事における独占禁止法違反が当該企業のみの問題ではなく、業界全体の問題と捉え、法令違反が建設業の信頼失墜を招いたことに深く反省するものであります。

今後は、二度とこのようなことが起きないように法令遵守を徹底することはもとより、独占禁止法違反との疑いを持たれないために、企業倫理の高揚を図るとともに、様々な啓発活動に取組み、加えて違法行為のできない体制・仕組みづくりを進める所存です。

さらに、県民生活の向上と地域社会の発展に寄与するため、これまで以上に社会貢献活動に尽力してまいります。

そのために、以下の行動憲章を策定して当協会とその会員の行動規範として実践し、県民の信頼回復に向けて不断の努力をしていくことを誓い、ここに宣言します。

行 動 憲 章

当協会並びに所属の会員企業は、県民の安全で安心できる生活を支え、災害から生命と財産を守り、地域の雇用と経済を担う、重要な役割と責務を負っており、様々な地域に密着した活動を通じて社会貢献を行っております。

そのためには、法令遵守が社会的責任の基本であることを再確認し、広く県民の理解と信頼を確かなものとするため、以下の行動規範を定め、その遵守と徹底を期すこととします。

記

1. 法令の遵守

法令遵守はあらゆる企業活動の基本であることを肝に銘じ、社会の一員として建設業法、独占禁止法をはじめとする各種法令の遵守徹底を図り、企業倫理の確立に取り組む。そして、社会の信頼に応えるため、適正で公正かつ透明な事業活動を行う。

2. 行動規範の徹底

適正な協会の行動指針を定め、厳正かつ公正に実行するため、協会外部の有識者で組織する「倫理委員会」を設置し、また、監視機能の強化を目的とした「公益通報制度」の創設、協会運営の透明性確保のための情報公開の促進など、法令遵守のための様々な事業を実施する。さらに、事業の検証と改善を重ね、あらゆる手段を講じて行動規範の履行徹底を図り、健全な業界を確立する。

3. 信頼される施工と品質の確保

県民・社会から信頼される施工に努め、将来に亘って活用される良質な社会基盤を県民に提供する使命を自覚し、適正な価格での受注と高い品質の確保に努める。

4. 適正な労働環境の維持と改善、環境問題への対応

安全で働きやすい職場環境を確保するために、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、痛ましい労働災害の根絶を目指す。そして、従業員の将来展望が描ける豊かでゆとりある雇用労働条件の確保に努める。

また、環境問題に対する意識の高揚と体制整備を図り、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。さらに、建設副産物の適正処理、リサイクルの推進に真摯に取り組み、環境の維持保全に努める。

5. 地域への貢献

地域における経済と雇用を担う産業としての使命を重んじ、地域の安全・安心を確保するため、各行政機関との災害時における協定に基づく応急復旧活動をはじめ、防災・防犯活動、河川・道路の環境保全活動に取組む。さらに、美化活動や伝統文化継承など多様な地域貢献活動に取組み、県民とのより信頼される関係の構築に努める。

(平成24年11月13日 社団法人高知県建設業協会臨時総会において決議)

○青年部連合会が緊急救命訓練を実施

当協会12支部の正副青年部長で組織する青年部連合会が、大規模災害に備え救急救命訓練を実施しました。
訓練は高知市消防局にご協力頂き、心肺蘇生に関する胸部圧迫訓練、人工呼吸訓練、AED操作訓練等を実施しました。

○若年者向け事業「建設バス」、「インターンシップ」を実施

実施状況は次の通りです。ご協力頂いた皆様ありがとうございました。

・第27回「建設バス」実施結果

参加校	実施日	見学場所	所管
安芸桜ヶ丘高校 環境建設科1年13名	11月21日	高知港三里地区防波堤（東第一）築造工事	四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所
		平成23～24年ノ海岸堤防改良（その2）工事	四国地方整備局 高知河川国道事務所
高知高専 環境都市デザイン工学科3年31名	11月28日	平成23～25年度大山トンネル工事	四国地方整備局 土佐国道事務所
高知農業高校 環境土木科1・2年37名	12月13日	平成23～24年笠高架橋上部工事	四国地方整備局 土佐国道事務所
		平成23～24年ノ海岸堤防改良（その2）工事	四国地方整備局 高知河川国道事務所
		高知港三里地区防波堤（東第一）築造工事	四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所
宿毛工業高校 建設科土木専攻1・2年16名	12月14日	平成23～24年橘川橋上部工事	四国地方整備局 中村河川国道事務所
高知工業高校 土木科1年41名	12月17日	平成23～24年橘川橋上部工事	四国地方整備局 中村河川国道事務所
		平成24～27年金上野トンネル工事	四国地方整備局 中村河川国道事務所

・インターンシップ実施結果

宿毛工業高校 2年5名（実施日：11月26・27日）

	企業名	受入生徒数
幡多支部 連合会	(株)伊与田組	3名
	幡多土建(株)	2名

高知農業高校 2年12名（実施日：12月18・19日）

支部	企業名	受入生徒数
南国	四国開発(株)	2名
	(有)西内土建	2名
	南国建興(株)	2名
高知	ミタニ建設工業(株)	2名
	(株)轟組	1名
	尾崎建設(株)	3名

安芸桜ヶ丘高校 2年8名（実施日：12月12・13日）

支部	企業名	受入生徒数
安芸	(有)磯部組	4名
	(株)山本建設	4名

○災害対応資源データベースの運用スタート

当協会会員の保有する建設重機や建設資材のデータベースが12月に運用をスタートしました。会員企業や発注者は、協会指定のIDとパスワードを入力して閲覧できるシステムとなっています。

これにより、資機材の保有状況の一元管理が可能となり、災害発生時に迅速な対応措置が期待されます。

協会行事一覧

10月

日	曜日	項 目
1	月	事務局防犯パトロール
3	水	正副会長・顧問合同会議 理事会 建設関係殉職者慰霊祭
15	月	事務局防犯パトロール
23	火	正副会長・顧問合同会議
29	月	コンプライアンス委員会

11月

日	曜日	項 目
1	木	事務局防犯パトロール
5	月	支部長会
7	水	正副会長・顧問合同会議 理事会 臨時総会
13	火	コンプライアンスに関する講習会（高知）
14	水	コンプライアンスに関する講習会（中村）
15	木	事務局防犯パトロール
19	月	女性部役員会 建設バス（安芸桜ヶ丘高校）
26	月	B C P 研究会
26・27	月・火	インターンシップ（宿毛工業高校）
28	水	支部長会 建設バス（高知高専）
30	金	青年部連合会 講習会

12月

日	曜日	項 目
3	月	事務局防犯パトロール
5	水	正副会長・顧問合同会議
6	木	倫理委員会設立に向けての準備会
12・13	水・木	インターンシップ（安芸桜ヶ丘高校）
13	木	建設バス（高知農業高校）
14	金	建設バス（宿毛工業高校）
17	月	建設バス（高知工業高校） 事務局防犯パトロール
18・19	火・水	インターンシップ（高知農業高校）
21	金	年末特別防犯パトロール
26	水	倫理委員会設立に向けての準備会
27	木	コンプライアンス委員会

「公益通報制度」を創設しました

(社)高知県建設業協会

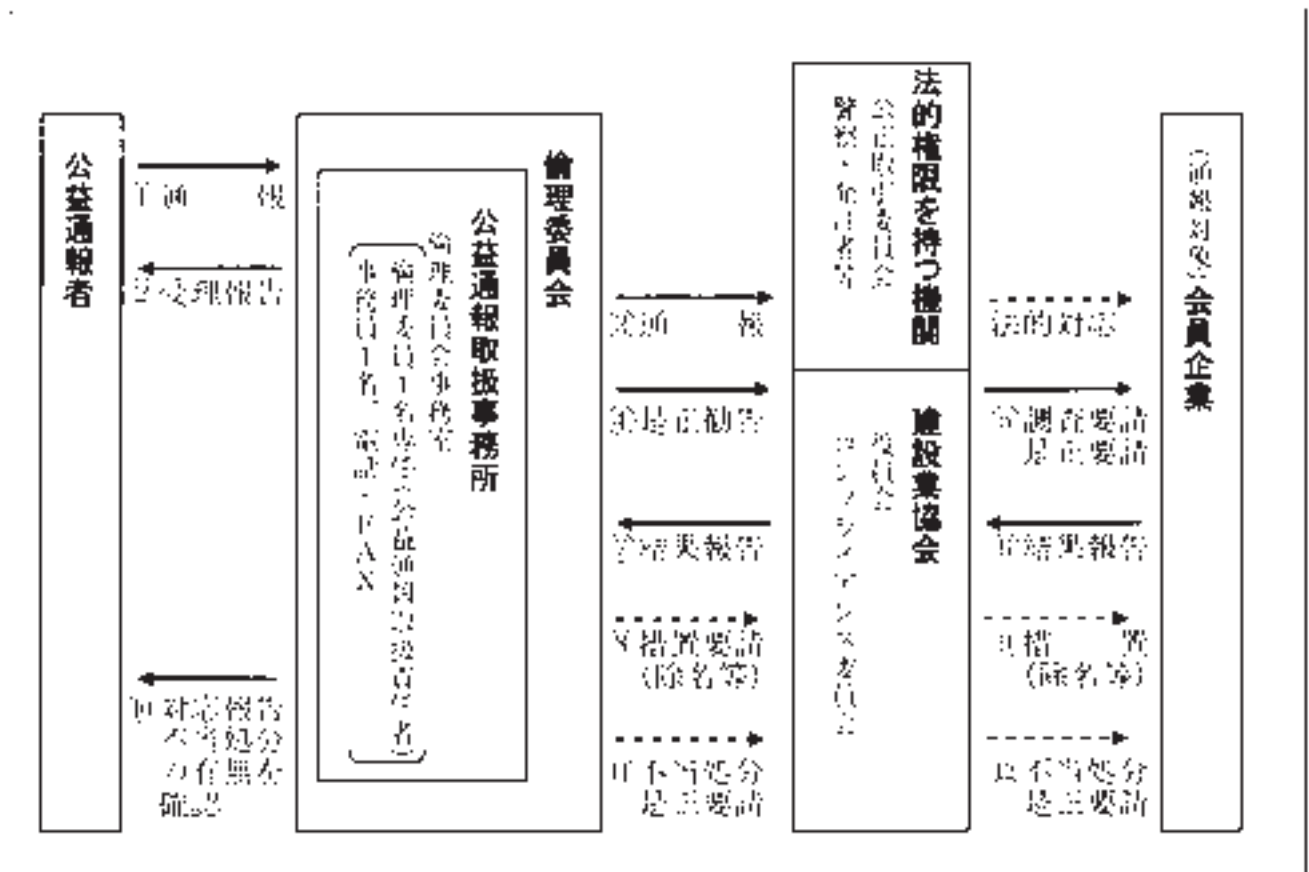
公益通報とは、内部の人間が法律違反行為を、仕かすべき機関に通報することです。不法行為を明らかにすることによって国民全体に利益をもたらすこととされています。

当協会では通報先として「公益通報取扱事務所（公益通報連絡窓口）」を設置し、外部有識者で構成する倫理委員会の委員1名を公益通報取扱責任者として専任しております。通報があった場合には、通報者の保護など、適正に処理されるよう、倫理委員会において通報処理に関する基本的事項を定めております。

なお、公益通報を行った労働者の不利益な取り扱いを禁じる「公益通報者保護法」も制定されています。

※通報は原則として全社人事労務者や公正取引委員会、県警に報告するなど厳正に対処することとなります。

公益通報制度フロー図



「公益通報の受付は祝祭日を除く火曜日、木曜日」

社団法人高知県建設業協会の「公益通報連絡窓口」への通報及び相談は、下記の事項をご確認の上、ご利用ください。

1. 利用者の範囲

- 1 会社（法人）にあってはその役員及び従業員
- 2 品役（通報対象となる法令違反が生じ、又は生じる恐れがあるなどした）に該当する理由がある場合に限る（※）

2. 通報の内容

※協会の独自禁止法等法令違反行為及び当協会が決定した「行動憲章」に反する行為

3. 通報手段

① 面談・電話・フックシヨリ

〒780-0870 高知市本町4丁目2-15

高知県建設会館3階 「公益通報取扱事務所・倫理委員会事務局」

TEL (088) 821-9779・FAX (088) 821-9719

受付時間：火曜日、木曜日（祝祭日除く）10：00～16：00

② 書面郵送

〒780-0870 高知市本町4丁目2-15

社団法人高知県建設業協会 「倫理委員会事務担当者」 宛て

4. 通報受付の対象外となるもの

- 1 個人的なトラブルに起因するもの
- 2 業務外の私生活上の違反等
- 3 訓諭・申説に該当するもの
- 4 専ら個人の利益を図ることを目的としたもの
- 5 具体的根拠のないもの

Compliance

建設業は法令を遵守します

私たちは約束します

クリアな未来へ

Construction industry

社団法人 **高知県建設業協会**

※「公益通報連絡窓口」を設置しています

公益通報連絡窓口（倫理委員会 事務室） TEL 088-821-9779 FAX 088-821-9719

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)高知県建設業協会

〒780-0870 高知市本町4-2-15

TEL088-822-6181 FAX088-823-5662

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

Tel.03-3591-8451

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

退職金手帳 手に手に明るい職場

建退共高知県支部

●高知市本町4丁目2-15 建設会館内

●TEL 088-822-6181

事業主及び募集・採用担当の皆様へ

公正な採用選考をめざして

採用選考時に配慮すべき事項

次の事項について質問や作文を課すこと等は、就職差別につながるおそれがあります。応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行ってください。

●本人に責任のない事項

- ① 本籍・出生地に関する事
- ② 家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- ③ 住宅状況に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境などに関する事

●本来自由であるべき事項

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持政党に関する事
- ⑦ 人生観・生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物に関する事
- ⑨ 思想に関する事
- ⑩ 労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

●その他の事項

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・J I S規格履歴書に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙・エントリーシート）の使用
- ⑭ 特に必要な場合を除く、採用選考時の健康診断*の実施（P25参照）



お問い合わせ

高知労働局 職業安定部

職業対策課	088-885-6052
ハローワーク高知	088-878-5329
ハローワーク香美	0887-53-4171
ハローワーク須崎	0889-42-2566
ハローワーク四万十	0880-34-1155
ハローワーク安芸	0887-34-2111
ハローワークいのち	088-893-1225

＊ ＊ ご注意願います ＊ ＊

【⑭採用選考時の健康診断について】

＜健康診断書＞

労働安全衛生規則第43条に「雇入時の健康診断」が規定されていることを理由に、採用選考時において一律に血液検査等の「健康診断」を実施する（「健康診断書の提出」を求める）事例が見受けられます。

しかし、この「雇入時の健康診断」は、常時使用する労働者を雇い入れた際における適正配置、入職後の健康管理に役立てるために実施するものであって、採用選考時に実施することを義務づけたものではなく、また、応募者の採否を決定するものでもありません。

採用選考時における血液検査等の「健康診断」は、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない事項を把握する可能性があり、結果として、就職差別につながるおそれがあります。

したがって、採用選考時における「健康診断」は、その必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないようお願いします。

なお、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施することが求められます。

＜ウィルス性肝炎について＞

ウィルス性肝炎は、通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させたりすることは考えられず、また多くの場合肝機能が正常である状態が続くことから、基本的に就業に当たっての問題はありません。

肝炎ウィルスの持続感染者等に対する差別は、偏見を基礎にしたものであるといえます。

したがって、採用選考時において、肝炎ウィルス検査（血液検査）を含む合理的必要性のない「健康診断」を実施することは、結果として肝炎ウィルスの持続感染者等に対する就職差別につながるおそれがあります。

＜色覚異常について＞

色覚検査において異常と判別された方の大半は、支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきております。

しかしながら、このような方が業務に特別の支障がない場合であっても、事業主が採用を制限する事例も見受けられることから、労働安全衛生規則等の改正（平成13年10月）により、「雇入時の健康診断」の健康項目としての色覚検査が廃止されました。

従業員を雇い入れる際には、「色覚異常は不可」などの求人条件をつけるのではなく、色を使う仕事の内容を詳細に記述するとともに、採用選考時において、色覚検査を含む「健康診断」を行うことについては、職務内容との関連でその必要性を慎重に検討し、就職差別につながらないように注意してください。

(事業主・労働者の方へ)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（裏面参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL240925高就事01

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人※を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

◆改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある高齢・障害者雇用支援センターでは、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金後期分 29,514,000 円、243 名に給付!!

《後期分 243 名に給付》

共済団は 11 月 5 日、平成 24 年度の育英奨学金の後期分（平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月まで）として要保育児 14 名、小学生 63 名、中学生 53 名、高校生 60 名、大学生等 53 名の計 243 名に対し 29,514,000 円を給付しました。

また、その内当団の東日本大震災の支援金を支給された方の子 16 名（要保育児 2 名、小学生 5 名、中学生 2 名、高校生 5 名、大学生 2 名）も対象として、1,704,000 円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は 6,842 人、累計給付額は 12 億 5,892 万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・要保育児……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・小学生……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・中学生……月額	16,000 円	年額	192,000 円
・高校生……月額	18,000 円	年額	216,000 円
・大学生等……月額	39,000 円	年額	468,000 円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(財)建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

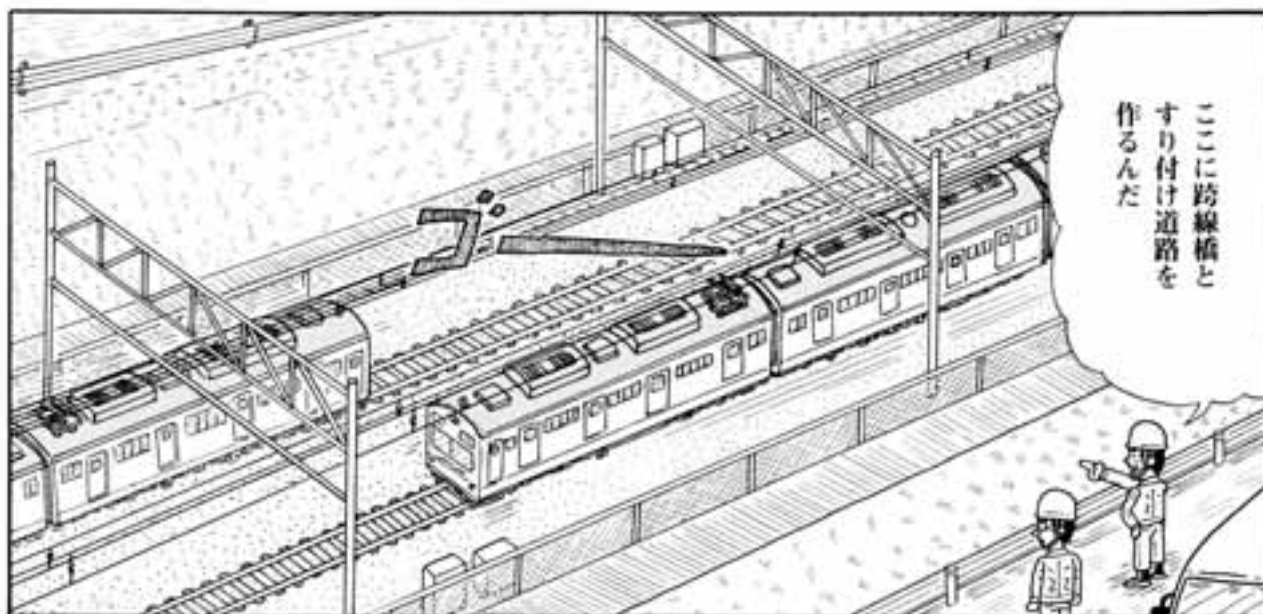
第6話 「風景を変える仕事」への憧れ



平成12年度
(社)日本建設業団体連合会会長賞
今野辰彦さんの作品をもとに
脚色を加えたものです

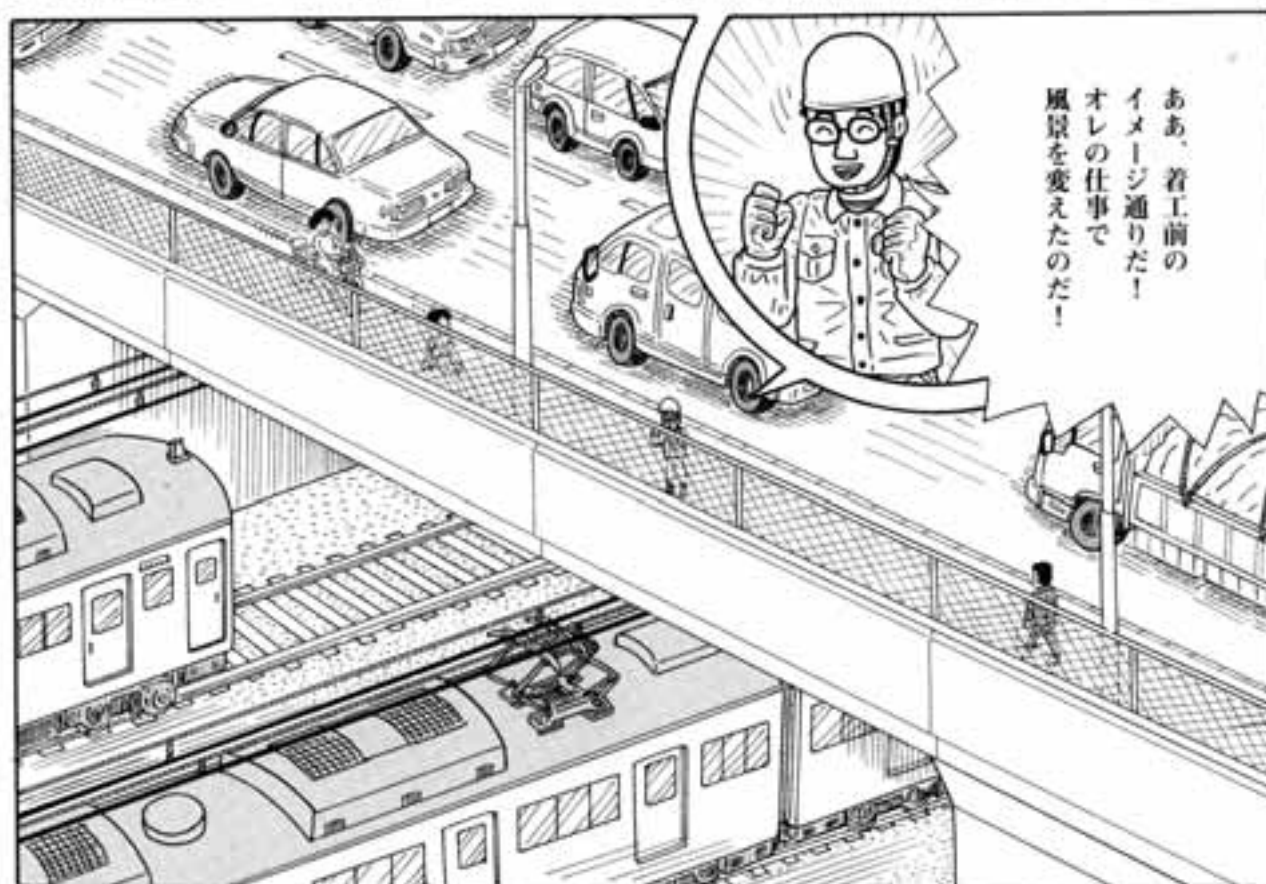
画 しおだま のぼる





「イメージすること」
だよ!
完成した構造物の
風景をくつきりと
思い浮かべるんだ!





統計資料

都道府県別許可建設業者数

(国土交通省建設業課調 平成24年3月末現在)

都道府県	大臣			知事			合計
	一般	特定	純計	一般	特定	純計	
北海道	76	74	119	19,602	2,331	20,655	20,774
青森	40	20	46	5,699	510	5,872	5,918
岩手	39	31	52	4,150	344	4,248	4,300
宮城	115	75	152	7,177	549	7,473	7,625
秋田	36	32	49	4,079	392	4,229	4,278
山形	56	48	74	4,565	399	4,709	4,783
福島	63	45	81	8,456	552	8,672	8,753
茨城	87	53	117	12,163	781	12,456	12,573
栃木	48	51	77	7,424	506	7,641	7,718
群馬	62	59	92	7,649	493	7,843	7,935
埼玉	257	159	349	23,019	858	23,432	23,781
千葉県	151	112	210	17,309	1,078	17,870	18,080
東京都	1,865	1,691	2,790	39,770	3,310	42,106	44,896
神奈川県	353	282	495	26,094	1,489	26,989	27,484
新潟	81	72	108	10,344	1,004	10,616	10,724
富山	86	63	110	5,242	416	5,380	5,490
石川	87	65	113	5,414	439	5,639	5,752
福井	46	47	70	3,956	468	4,151	4,221
山梨	19	16	27	3,470	321	3,621	3,648
長野	54	54	84	7,857	780	8,199	8,283
岐阜	107	94	151	8,480	702	8,772	8,923
静岡県	105	67	140	14,827	999	15,323	15,463
愛知県	386	249	509	24,485	1,557	25,239	25,748
三重	64	48	91	7,311	619	7,522	7,613
滋賀	41	37	63	5,284	536	5,530	5,593
京都	136	126	199	11,631	978	12,124	12,323
大阪府	1,012	710	1,360	34,736	2,339	36,003	37,363
兵庫県	228	223	353	18,123	1,659	18,977	19,330
奈良	37	40	62	4,893	552	5,159	5,221
和歌山	52	43	67	4,669	559	4,858	4,925
鳥取	25	13	32	2,121	271	2,200	2,232
島根	42	25	51	2,855	406	3,017	3,068
岡山	84	67	123	6,666	902	7,120	7,243
広島	186	139	255	11,533	880	11,958	12,213
山口	70	57	100	6,091	545	6,366	6,466
徳島	30	24	42	3,082	367	3,298	3,340
香川県	75	47	95	3,773	380	3,953	4,048
愛媛	44	35	61	5,503	594	5,838	5,899
高知県	11	14	23	2,874	418	3,080	3,103
福岡県	286	207	383	20,118	1,868	21,165	21,548
佐賀	48	43	73	3,141	238	3,237	3,310
長崎	50	37	64	4,909	500	5,098	5,162
熊本	45	48	72	6,272	738	6,625	6,697
大分	40	31	50	4,404	416	4,542	4,592
宮崎	29	28	43	4,520	485	4,737	4,780
鹿児島	48	40	62	5,488	740	5,693	5,755
沖縄	6	5	7	4,402	939	4,658	4,665
計	6,908	5,546	9,746	455,630	38,207	473,893	483,639

四国の公共工事動向

平成24年4月～平成24年12月(累計)の状況(前年同期比)

平成24年4月～平成24年12月(累計)の状況を見ると、件数は前年同期比1.9%減の11,684件、請負金額は同8.2%増の3,580億9,900万円となり、件数は前年同期を下回ったが、請負金額では前年同期を上回った。

これを発注者別の請負金額で見ると、その他の公共的団体に2桁減、県で微減となったものの、独立行政法人等で著増、国で大幅増、市町村で増加となった。

工事場所別・発注者別保証実績表

(単位:件、百万円、%)

			国	独立行政 法人等	県	市町村	その他の 公共的団体	合 計
香川	件 数	実 績 前 年 比	96 128.0	46 115.0	911 97.5	876 96.7	22 110.0	1,951 98.8
	請負金額	実 績 前 年 比	5,520 130.2	4,598 309.6	27,811 118.9	32,744 96.3	1,912 407.5	72,586 114.2
徳島	件 数	実 績 前 年 比	286 138.2	62 121.6	1,264 96.3	1,303 98.9	20 69.0	2,935 100.6
	請負金額	実 績 前 年 比	24,839 187.7	9,087 161.9	27,613 83.7	27,802 92.0	1,008 43.3	90,351 107.1
愛媛	件 数	実 績 前 年 比	169 93.4	49 122.5	1,655 93.6	2,031 99.2	48 88.9	3,952 96.6
	請負金額	実 績 前 年 比	11,713 97.4	4,533 178.5	28,347 109.3	47,216 112.9	3,238 64.7	95,049 108.8
高知	件 数	実 績 前 年 比	287 115.3	38 115.2	1,386 91.1	1,099 101.9	36 75.0	2,846 97.2
	請負金額	実 績 前 年 比	23,147 103.3	3,200 281.4	37,441 92.4	30,890 123.4	5,431 81.5	100,111 104.5
合計	件 数	実 績 前 年 比	838 117.7	195 118.9	5,216 94.2	5,309 99.3	126 83.4	11,684 98.1
	請負金額	実 績 前 年 比	65,221 125.6	21,419 198.8	121,213 98.7	138,654 105.8	11,590 80.1	358,099 108.2

(西日本建設業保証㈱)

平成24年死亡・重大災害発生状況

当社の概況

番号	性別	誕生日 (西暦)	職種	年齢 (歳)	事故の型 と人物	死亡の状況
1	高年	24.1.22 (07:15)	製造業 の作業員	14歳	はき上れ、 巻き込まれ 死亡(現場)	工場内においてベルトコンベヤーの材料を投入する作業に従事していたが、作業中にコンベヤーのベルトとローラーの間に挟まれた材料を除去しようとして、機械を停止しないまま手を入れたためベルトコンベヤーの間に巻き込まれた(1月31日死亡)
2	四男	24.2.6 (10:50)	他の事業 の作業員	26歳	交通事故 (車中)	軽自動車を運転中に運転直前、走行中の車を避けていたところ、越えカーブに突如として横切った中央線を越えて対向車線にはみ出し、対向に走行した大型トラックと正面衝突した(事故直後の助手席に車中、同乗会社員は車傷、対向車のトラック運転士は負傷なし)
3	四男	24.2.6 (10:30)	造船業 の作業員	31歳	4月21日 の現場で死亡	被災者が自ら操縦する船で、ベルトコンベヤーを用いて生け簀(土)内に餌を撒く作業を行っていたが、作業中に被災者が見失われた。このため、同僚らが海を捜索して、4月21日、約3時間後に海面で発見された。
4	高年	24.3.28 (08:00)	林業 の作業員	61歳・男 59歳・男 51歳・男 28歳・男	交通事故 (車中)	会社所有の車中に取り合わせて作業現場に向かっている途中、運転操作を誤り路肩から転落した。このため、同乗していた5名のうち4名が負傷した。
4	船舶	24.4.12 (14:15)	建設業 の作業員	71歳	船舶、 クレーンの故障、 乗客の乗客	船舶の揚子器の改良工事に伴い、海水を吐き出すための簡易給水機(ポンプ)に使用されている土のう(ホース状のポンプ)に、移動式ポンプで土のうを吐き出す際の土のうを海中に取り付ける作業中、潜水業務(水深約3メートル、空気ポンプ使用)を行っていた被災者が死亡した。
5	安芸	24.4.25 (15:15)	林業 の作業員	54歳	乗客の乗客 (現場の現場)	潜水時の器具が土のう等、土のうに引っかかったことが考えられるが、土のうはベルトに海中に落ちていたため、ポンプ内の空気量は十分あり、土のうの土のう等の作業も正常に行われていた。このため原因は不明である。
6	高年	24.6.16 (16:40)	他の事業 の作業員	57歳・男 59歳・男 36歳・男	有害物の 接触 (現場)	土留式掘削機を用いて機械部材作業を行っていたが、当該掘削機が動かなくなったため土留式掘削機は、土留式掘削機(土留式掘削機)を締めて掘削機を締めて作業を行っていたところ、掘削機が動かなくなったため使用していた土留式掘削機は、土留式掘削機(土留式掘削機)が被災者に当たり、約8メートル下に墜落した。
7	高年	24.6.16 (16:40)	他の事業 の作業員	57歳・男 59歳・男 36歳・男	有害物の 接触 (現場)	掘削した坑内で調査を行うため、掘削機(土留式掘削機)に土留式掘削機(土留式掘削機)を搭載して掘削機、坑内の壁面洗浄を行っていたところ、作業員3名が土留式掘削機に接触して死亡した。
8	船舶	24.7.20 (14:00)	建設業 の作業員	51歳	乗客の乗客 (現場)	車中系建設機械(トラック)で、機体重量3トン未満の、直板を使用するトラック(最大積載量3,750kg)に、土留式掘削機(土留式掘削機)をトラックの荷台(高さ1.17メートル)に搭載し、トラックを走らせようとして、トラックの荷台を滑り落ちて荷台に倒れ、車中系建設機械が倒れたため運転していた被災者が車中系建設機械の下敷きとなった。

通 号	署 名	発生 時刻 (H:M)	発 生 場 所	年齢 性別	事故の事 故(死傷)	実 情 の お ろ そ
7	高知	24.8.16 (17:18)	道の側 工事 現場等	57歳 男	無、負 傷等	7校の、防壁ネット設置工事の警備業務に就いて いた被災者が、当日の警備業務が終了したので同僚 とともにグラウンド内への食料運搬中車両用土を搬 送を行っていた後戻便で走っていた(はね出し)別の 法人用車の中へ乗降するため、施設内の通路に上 り下りして行くコンクリート舗装の道路を急激降付 し自転車を押転、通行していたところ、道路に出て 歩いていた荷物の車中で急に茂草に盛り上がった高 分でバランスを崩して転倒した
8	安芸	24.9.6 (08:30)	建設業 現場等 (工事)	20歳 男	交通事故 死亡	現場事務所から作業現場へ向けて3台のトラック に分乗して移動中、先頭の軽トラックは停車したた め車体を積載したトラックも停車したところ、最後 尾の建設車が急突、その際、積載していた電料が押 圧車の車軸部に衝突したため、乗車していた被災者 が死亡した
9	高知	24.9.20 (15:54)	建設業 土木工事	58歳 男	はね上げ、 巻き上げ 装置(機械)	道路新設工事において、ダンプトラックで搬入 してきた砂をコンクリートポンプ車等の車内兼建設機械 を用いて締め固めた後に地面をひき上げる作業を行 っていた。被災者は、砂を降ろす車両内を出立 しようとして作業中のダンプ・ポンプ車の後方に立ち 入ったため、後退してきたダンプ・ポンプ車にひかれ た
10	高知	24.10.27 (13:55)	建設業 土木工事	40歳 男 63歳 男	はね上げ 装置(機械) 伊予川橋等	下水道建設工事において、圧入式掘削工法で掘削 をしていたところ、大量の水と砂が土留め管から噴出 し、2名の作業員の巻き込まれた(詳細については 調査中である)
11	須崎	24.10.31 (07:05)	建設業 土木工事	25歳 男 40歳 男	交通事故 死亡等	工事のために借りていたトラック2台を返却する ため、車3台(1台はトラック2台、乗用車1 台)で走行していたところ、乗用車を押転していた 被災者が車中では反対車線に侵入し、対向、行き かたトラックと正面衝突した(1人死亡3名負傷)
12	高知	24.11.17 (10:40)	運輸交通業 道路建設 等(工事)	38歳 男	交通事故 死亡等	対向車の押転し1名を負傷した
13	高知	24.11.29 (09:40)	建設業 土木工事	59歳 男	巻き上げ 装置等	意外に荷物を吊り取りに向かっていたトラックが、 反対車線の方へトラックを突き破って約20m トラックの荷場に転落した
14	高知	24.11.29 (09:40)	建設業 土木工事	59歳 男	巻き上げ 装置等	作業道路開設に使用のロープ(径の直径は約50 センチメートル、長さ約8メートル)を代行する ため、チェーンで鎖を半分ほど引いていたところ、 突然切り口の上部分が鋭く鋭く、代わり作業を行っ ていた被災者が大の怪我をした

[illegible]

繁殖別發生狀況 平成24年11月30日現在に於いて、死亡者数累計及(5前年同月比較)

	製乳車	鋸木	建設車	運輸車	修車	木料車	第三級機車	人力車	合 計
平成 24 年	1	0	8	1	1	1	2	0	14
平成 23 年	0	0	3	1	1	0	1	0	6
増 減	-1	0	-5	0	0	1	-1	0	-8

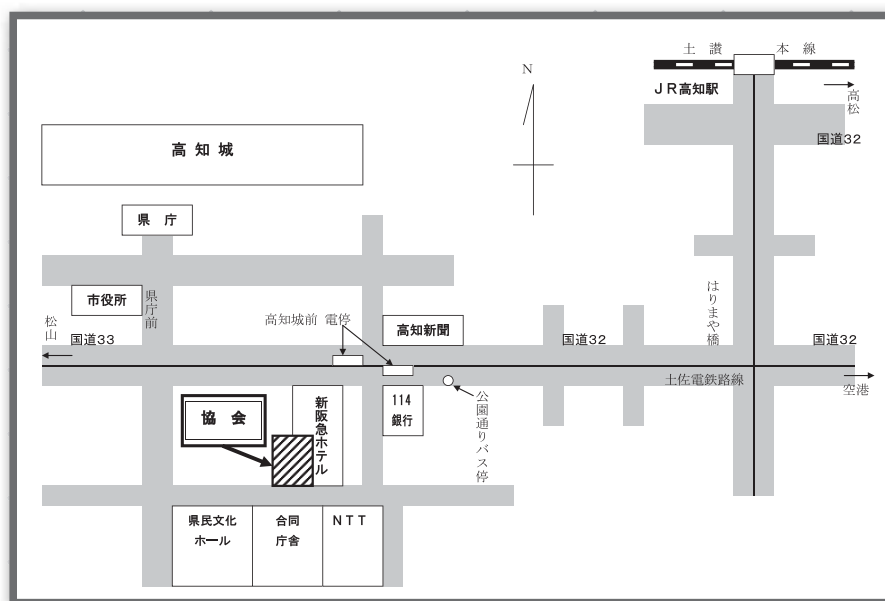
平成24年・23年 業種別・局署別労働災害(休業4日以上)発生状況

[11月末現在]

業種	局署別	高知局(合計)		高知監督管内		須賀監督管内		四万十監督管内		安芸監督管内	
		24年	23年	24年	23年	24年	23年	24年	23年	24年	23年
全産業合計		(14) 742	(6) 868	増減 (7) 426	(2) 490	増減 (3) 133	(2) 150	増減 (2) 91	(2) 119	増減 (2) 91	109
食料品製造業		39	54	-15	21	35	-14	8	9	-1	5
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業		2	4	-2	1	0	1	0	1	-1	1
木材・木製品製造業、家具、装飾品製造業		18	15	3	4	2	3	2	4	-2	1
パルプ、紙、紙製品製造業		9	17	-8	8	13	-5	1	4	-3	0
窯業・土石製造業		9	9	0	5	3	-2	2	4	-2	1
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業		23	16	7	15	13	2	1	1	0	2
一般機械器具製造業		18	9	9	15	7	8	2	1	1	0
電気機械器具製造業		5	5	0	1	2	-1	3	3	0	0
輸送用機械器具製造業		7	13	-6	7	12	-5	0	0	0	0
造船業		7	13	-6	7	12	-5	0	0	0	0
上記以外の製造業		(1) 14	(2) 23	-9	(1) 10	(2) 17	-7	(3) 3	(2) 2	(1) 1	(2) 4
小計		(1) 144	(3) 165	-21	(1) 87	(2) 104	-17	(3) 31	(2) 34	(1) 13	(2) 15
建設業		1	1	0	0	0	0	0	1	-1	0
土木工事業		(6) 61	(2) 73	-12	(4) 28	22	6	(2) 19	(1) 23	-4	3
建築工事業		(1) 53	62	-9	24	29	-5	(1) 15	14	1	8
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業		14	14	0	6	7	-1	5	6	-1	1
木造家屋建築工事業		18	26	-8	5	9	-4	8	3	5	4
上記以外の建設業		(1) 21	(2) 22	-1	13	13	0	(1) 2	5	-3	2
小計		(1) 16	(1) 15	3	11	8	3	(1) 4	4	-1	3
運輸業		(8) 132	(3) 150	-18	(4) 63	59	4	(3) 37	(2) 41	-4	14
運輸交通業		(1) 59	(1) 63	-4	(1) 46	(1) 45	1	7	8	-1	1
道路貨物運送業		(1) 49	56	-7	(1) 36	38	-2	7	8	-1	1
陸上貨物取扱業		0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	0
港湾運送業		0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0
小計		(1) 59	(1) 65	-6	(1) 46	(1) 46	0	7	8	-1	1
林業		(1) 62	(1) 81	-19	24	28	-4	8	12	-4	22
木材伐出業		22	23	-1	0	0	0	10	11	-1	2
その他の林業		(1) 84	(1) 104	-20	24	28	-4	18	23	-5	24
小計		(1) 14	26	-12	0	0	0	1	2	-1	8
水産業		87	106	-19	70	77	-7	11	9	2	4
商業		6	7	-1	5	7	-2	0	0	1	0
金融広告業		75	78	-3	40	49	-9	13	12	1	9
保健衛生業		41	53	-12	30	36	-6	2	5	-3	3
接客娯楽業		26	(1) 35	-9	21	(1) 25	-4	2	5	-3	3
清掃業・と畜業		10	8	2	6	8	-2	2	0	2	2
ベルメデナナス業		(2) 63	68	-5	(1) 42	53	-11	8	8	0	(1) 8
上記以外の事業		(2) 298	(1) 347	-49	(1) 208	(1) 247	-39	36	39	-3	(1) 28
小計		(2) 11	(1) 10	1	0	6	-6	3	2	1	3
その他		11	10	1	0	6	-6	3	2	1	3

(注) (1)死者数は労働安全衛生報告による数で死亡を含む。(2)()内の数字は死亡者数で通報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上。(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、官公署、保健業、情報処理サービス業、その他を計上。(5)「その他」には、農業、畜産業を計上。

協会案内



〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

T E L 088-822-6181

F A X 088-823-5662

社団法人高知県建設業協会の概要

当協会が高知県の建設企業で構成する業界団体です。

理事会を中心に、常置委員会と特別委員会を組織して運営しています。

また会員企業は、土木部会・建築部会・下水道部会の何れかに属し、その業種に応じた活動も展開しています。

平成22年4月には県内12地域に支部機能を担う団体を組織し、各支部が地域の実情に応じた取組みを積極的に推進しています。

【協会内組織】

委員会

常置委員会（総務・労務・土木・建築・保健）

特別委員会（倫理委員会、コンプライアンス委員会、雇用改善推進委員会、高知県若年建設従事者入職促進協議会）

支部長会

青年部連合会

女性部

<協会が窓口となる機関>

高知県建設産業団体連合会

高知県建設会館

自由民主党高知県建設支部

勤労者退職金共済機構 建退共高知県支部

建設業福祉共済団（法定外労災補償制度）

建設業振興基金（建設業経理事務士検定試験）

第三者賠償責任保険

「高建」編集担当者会 事務局通信

「高建」の紙面充実のため次のアンケートにご協力下さい。

○「おめでたいニュース」コーナーへの情報提供

このコーナーでは会員企業・関係団体の皆様のおめでたいニュースを掲載しています。

(1)「おめでたいニュース」はありますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

①どういった内容ですか？(該当するものを○で囲んで下さい)

【 結婚 出産 昇進 誕生日 受賞(趣味等でも可) 資格取得 入社 その他() 】

②そのニュースの当事者はどちらの方ですか？

【 自分 ・ 知人 】(どちらかを○で囲んで下さい)

③そのニュースは「高建」への掲載が可能ですか？

【 可能 ・ 不可 ・ 不明 】(いずれかを○で囲んで下さい)

○「支部・会員企業・関係団体イベント情報」の提供

このコーナーでは、支部・会員企業・関係団体が単独もしくは協力して開催しているイベント情報(地域内のお祭りも含む)を掲載します。

(1) イベント情報はございますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

イベント名：

概 要：

○クロスワードパズル回答(P39参照)

解答_____ (未記入でもかまいません)

○「高建」へのご意見・ご感想がありましたらご記入ください。

()

お 名 前	
所属(団体・企業)	
電 話 番 号	

ご協力ありがとうございます。下記によりご送信ください

「高建」編集担当者会 事務局 あて

FAX 088-823-5662

＊おめでたいニュース＊



優勝おめでとうございます



香美市役所総務課にご勤務の高橋理さんの「おめでたいニュース」のご紹介です。

高橋さんよりコメントを頂きました。

「現在、香美市体育協会の水泳部に属しており、毎年、県民スポーツフェスティバルに参加しています。昨年10月に開催された大会では、25～29歳の部の自由形及び背泳ぎで1位を獲らせていただきました。部員は少ないですが、細々と頑張っております。

今月30歳になりました。20代の間はただ前だけを見て突っ走ってきましたが、30代では少し周りを見ながら、余裕をもって事にあたりたいです。」

自由形と背泳ぎの2種目優勝おめでとうございます。
みんなで祝福しましょう！

そしてなんと！本誌おめでたいニュースでも今年の1番手となりました！？

男30にして立つ。「1番男」高橋さんの今年1年が幸福でありますように。



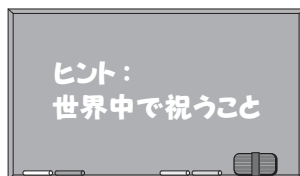
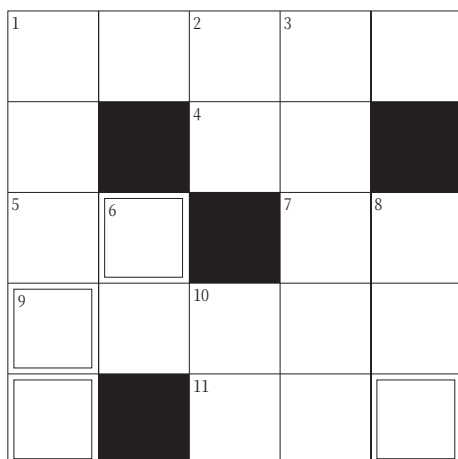
高橋 理さん

「県民スポーツフェスティバル」

高知県民の自由時間の充実と体力づくりのために高知県が毎年開催している大会です。陸上、水泳、野球、サッカー等のメジャースポーツはもとより、民謡や太極拳など、30以上の競技が県内各所で開催されています(2012年実績)。高知県在住の方は奮ってご参加ください。

クロスワードパズル

問 2重線の4文字を組み合わせて、熟語を完成させて下さい。



(タテのカギ)

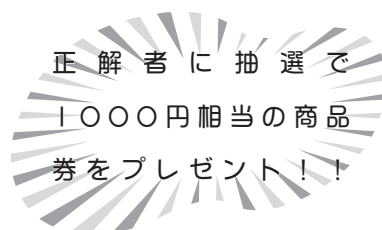
- ①人間の子供で少女で無い方。
- ②立った時に頭のある方向。
- ③エクアドルにある世界遺産となっている諸島。最近では日本だけで特異に発展する様子を揶揄する表現として使われる。
- ⑥琵琶湖を有する県。
- ⑧これがフットンダ！は最も有名な駄洒落の1つ。
- ⑩白と黒の石で争うボードゲーム。本因坊算砂が織田信長からこの名人として認定された。

(ヨコのカギ)

- ①1年の最初の月。お節料理、初詣、お年玉などイベント盛沢山。
- ④生物が水中から酸素を取り込むために

必要な器官。私たち人間にはございません。

- ⑤この刻は午前2時ごろ。この3つ時は草木も眠るといわれ魔物が出やすい。
- ⑦「おしろいたたき」の別名。
- ⑨内容は人により様々ですが、これが叶うと嬉しい。
- ⑪約15.2センチを尺貫法で表すと。



前号の正解は
「ブータン」でした。

商品券当選者
高橋 理さん (香南市役所)

おめでとう
ございます

第2章 地震から自分の命を守る

1

揺れから身を守る

●キーワード●

「地震発生 大事な頭を ます守ろう」

参考図書：「家族を守る、あなたを守る おが家の防災対策」 東京都市建設工務局

南海地震のような大地震の場合、県内全域で同時に大きな被害が発生することが予想されています。このため、全ての地域での消防機関などによる避難誘導や人命の救助などは困難です。まずは「自分の命は自分で守る!!」ということが大切です。

1) 家や建物の中にいたら

家具の転倒、ガラスの破損や耐震性の低い建物が凶器になります。
(備え方については、22～27ページで解説)

●部屋にいたら

大きな家具や本棚が倒れ、^{ツラヤ}額縁などが落下することがあるので、丈夫なテーブルや机などの下に隠れましょう。

※机が押しつぶされるほどの重量物が落下する可能性があるときは、机の下でも危険です。より安全な所へ逃げましょう。



●エレベーターの中にいたら

地震感知装置が付いているエレベーターの場合は、近くの階で自動的に止まるようになっていますが、付いていないエレベーターの場合、揺れを感じたら、すべての階のボタンを押し、止まった階で下りてください。



●揺れがおさまったら

すべてのガス器具の火を消して元栓を閉めましょう。また電気のブレーカーも落とすようにしましょう。



●多くの人がいる施設では

係員の指示に従いましょう。
落ち着いて行動しましょう。
あわてて出口に走り出さないようにしましょう。

2) 外にいたら

●街中を歩いていたら

建物の近くを歩いている時は、ガラス窓、看板などの落下物に注意し、持ち物で頭をカバーし、身を守る場所に逃げます。



阪神・淡路大震災時の街中（提供 神戸市消防局）

- ブロック塀や自動販売機の横を歩いていたら
倒れるおそれがありますので、すぐに離れましょう。



ブロック塀の倒壊（新潟県中越地震時の新潟県小千谷市）

- 山の中にいたら
がけの上や下等、土砂崩れのおそれのあるところから離れましょう。

- 車を運転していたら
揺れを感じたら、ゆっくりと減速し、あわてず左側路肩に停車してエンジンを停止。ハザードランプを点灯し、周囲の車に注意を促しましょう。
長い斜面の下やトンネルの出入口付近では、崩落の危険がありますので、できるだけその場所を避けて停車しましょう。

ドアはロックせず、エンジンキーは付けたままにして車を離れましょう。
貴重品などは車内に残さないようにしましょう。
他の通行車両にはねられないように注意しましょう。



3) 余震に注意

本震の後の余震にも注意が必要です。南海地震の場合、大きな揺れを伴う余震がしばらく続きます。時間とともに余震の大きさと回数は減っていきますが、1854年の安政南海地震の時には、余震が3年も続いたという記録が残っています。

注意!!

気象庁から出される余震情報に注意しましょう！
壊れかけた家には、入らないこと！
土砂崩れなどの危険がある所には、近づかないこと！

防災掲示板

<緊急地震速報とは>

考えよう 数秒間で できること

地震をすばやくキャッチし、強い揺れが始まることを数秒から数十秒前にお知らせする情報で、テレビ・ラジオ・携帯電話などを通じて入手できます。

※ただし、震源に近い場所では、強い揺れに間に合わないことがあります。

緊急地震速報を見聞きしたときは

➡ 強い揺れが来るまでの短い間に、身を守るための行動を取る必要があります。



強い揺れに警戒してください



四
万
十
街
道

ひなまつり

山ふかく一姿をうつす水鏡
ゆるりゆるりの流れに沿って
四万十街道 離れゆく

二〇十三年 二月十六日 土 四月三日 水
高知 梼野町・梼原町・中土佐町・四万十町・四万十市・愛媛 梼原北町

[illegible]

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840.



もうすぐ
春です。

わくわくする話題を
そわそわ

高知県から!

リョーマ 愛休日
Ryoma Aihitsu

高知の酒と文化の饗宴

土佐の「おきやく」2013

www.tosa-okyaku.com

開催期間: 3/2(土)~10(日)の9日間
場所: 高知県高知市中心街ほか

“おきやく”とは、土佐弁で“宴会”の意味です。
高知の街を会場に、大きな宴会のようなイベントを開催します。
食、酒、音楽、アート、よさこい、スポーツなど、今年は期間中に
11イベントが大集合!

こころときめく
宴なら

土佐の夜楽 昼楽 深夜楽

川島なお美さん、南英希子さん、吉田順さんをはじめ、文化人や経済人など高知に縁のある著名人を
囲んで“おきやく”を楽しみます。

【日】3/2(土)~10(日)全14プログラム
【場】高知市内の旅館、ホテル、飲食店
【TEL】088-884-8333
(NPO高知の食を考える会)
★会場各店舗へ事前予約
(飲食込みの料金: 3,800円~13,000円)



お座敷遊びを
楽しむなら

土佐のお座敷体験、土佐の酒肴

はし巻、べく杯、菊の花、しばてん踊りなどのお座敷遊
びと、土佐の蔵元自慢の地酒が気軽に体験できます。

【日】3/4(月)~5(土) 18:30~20:30
【場】高知市内の旅館・ホテル6カ所
【TEL】088-823-5941
(高知市旅館ホテル協同組合)
★事前予約
(飲食込みの料金: 5,000円)



土佐のおきやくの
シンボリック
イベントは

日本一のおきやく

高知市の中心街アーケードや公園が宴会場に大
変身! 地酒や料理を味わいながらみんなで一緒
に“おきやく”しましょう。

【日】3/9(土)~10(日) 10:00~21:00頃
【場】高知市中心商店街アーケード、
中央公園の一部
【TEL】088-8366-7844
(日本一のおきやく実行委員会)
★当日券300円
【県外からの団体のお客様には
事前予約で優先席をご用意】



街を走る路面電車やJR列車の中でおきやく(宴会)をするイベントもあります!

そのほかにも個性豊かなイベントが自白押し! くわしくは公式ホームページで「土佐のおきやく」をご覧ください。

お問い合わせ 土佐の「おきやく」事務局

高知県高知市東雲町3-10-4F TEL 088-884-0989 月~金(祝日を除く) 10:00~17:00
メール office@tosa-okyaku.com

球春は
土佐路から

2013プロ野球フレッシュズンマッチ

観戦自由 (入場無料) 高知で、ひとあし早く
プロ野球を楽しもう!

試合日程

阪神タイガース VS オリックス・バファローズ

3/2(土) 【場】安芸球場(安芸市) 【時】開場予定11:00 試合開始13:00

埼玉西武ライオンズ VS 千葉ロッテマリーンズ

【場】森野球場(高知市) 【時】開場予定11:00 試合開始13:00

オリックス・バファローズ VS 千葉ロッテマリーンズ

3/3(日) 【場】東部球場(高知市) 【時】開場予定9:00 試合開始12:00

埼玉西武ライオンズ VS 阪神タイガース

【場】森野球場(高知市) 【時】開場予定9:30 試合開始12:30

イベント 3/2(土)~3(日)両日開催

■球団グッズプレゼント 抽選 300名

■サインボールプレゼント 抽選 40名

入場時に各日先着300名に抽選券を配布し、抽選に当選者を発表します。

■球団マスコットも来るよ!

~マスコットと一緒に写真を撮ろう~

お問い合わせ 高知県観光コンベンション協会

TEL 088-823-1434 月~金(平日) 8:30~17:15

ホームページはこちらから

よさこいネット

検索

※本掲載により、試合開始時間が変更される場合や、試合が中止になる場合があります。
最新情報は、高知県観光コンベンション協会のホームページでご確認ください。



（写真提供：高知県）

杉の大杉（大豊町）

国の特別天然記念物に指定されている「杉の大杉」は、太古の昔須佐之男命（すさのおのみこと）が植えたと伝えられ、根元の周囲が約 20 メートル、樹高は約 60 メートルもある推定樹齢 3000 年を超える巨木です。南大杉、北大杉と呼ばれる二株が根元で合着して寄り添っているように見えることから別名「夫婦杉」とも呼ばれています。

（高知市ホームページより）

社団法人 高知県建設業協会

〒780-0870 高知県高知市本町 4 丁目 2-15

TEL.088-822-6181
FAX.088-823-5662

URL <http://www.kokenkyo.or.jp/>

| | |
|-----------|------------------|
| 土 木 部 会 | TEL.088-822-6181 |
| 室 戸 支 部 | TEL.0887-22-0222 |
| 安 芸 支 部 | TEL.0887-35-2560 |
| 南 国 支 部 | TEL.088-864-2826 |
| 嶺 北 支 部 | TEL.0887-76-2341 |
| 高 知 支 部 | TEL.088-822-0322 |
| 伊 野 支 部 | TEL.088-892-0581 |
| 高 吾 北 支 部 | TEL.0889-26-0516 |

| | |
|-------------|------------------|
| 高 陵 支 部 | TEL.0889-42-2429 |
| 高 幡 支 部 | TEL.0880-22-0769 |
| 中 村 支 部 | TEL.0880-35-2730 |
| 宿 毛 支 部 | TEL.0880-65-7755 |
| 土 佐 清 水 支 部 | TEL.08808-2-0208 |

| | |
|-----------|------------------|
| 建 築 部 会 | TEL.088-824-6171 |
| 下 水 道 部 会 | TEL.088-822-6181 |